

一般社団法人兵庫県サッカー協会理事及び監事の選任に関する規程

令和6年3月17日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人兵庫県サッカー協会の理事及び監事（以下「理事等」という。）の選任に関する必要な事項を定める。

(選任の方法)

第2条 理事等の選任は、定款第23条第1項により社員総会において選任する。

(選任する役員の数)

第3条 理事等の選任定数は、定款第22条第1項の規定による。

2 前項により選任された理事等に欠員が生じても、その員数が定款第22条第1項に規定する下限以上であるときは、補欠選任をしないことができる。

(被選任候補者)

第4条 被選任候補者は、理事等候補者として名簿に掲載された者とする。

(選考委員会)

第5条 理事等の選考に関する事務を管理執行するため、役員選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第6条 委員会は、7名の委員で構成する。

2 委員は、社員の中から4名、理事の中から3名を社員及び理事の互選により選ばれ、就任するものとする。

3 委員会は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は会長が招集する。

4 委員長は、委員のうちから互選する。

5 委員長は、委員会を代表し、その事務を統理する。

6 現職の会長は、退任表明したときをのぞいては、委員となることができない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、就任後第1回目に開催される社員総会の役員選任に関する事項の終了までとする。

(委員会の決議)

第8条 委員会の決議は、5名以上の委員が出席し、4名以上をもって決する。

(職務)

第9条 委員会で理事等候補者を選考する。

2 委員会は、理事等候補者の略歴を記した名簿を作成し、社員総会に議題として提出する。

3 委員長は、理事等候補者が候補となることを承諾した旨を社員総会の議長に報告する。

(選考基準)

第 10 条 理事等候補者は、人格が高潔で識見が高い者であって、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 種別委員会もしくは専門委員会から推挙された者
- (2) 都市協会より推挙された者
- (3) 5人以上の社員より連署をもって推挙された者
- (4) 会長が推挙した者
- (5) 前各号のほか委員会において理事等候補者とすることに決議された者

2 前項の理事等候補者は、定款第 22 条第 1 項の上限数を超えて選考することができる。

(選任の決定)

第 11 条 役員の選任の効力は、定款第 23 条第 1 項により決議し選任されたときから生ずる。

(秘密保持の義務)

第 12 条 委員は、その職務の執行上において知ることのできた事実を他に漏らしてはならない。

(施行細則)

第 13 条 この規程を施行するため必要があるときは、理事会の決議により細則を定めることができる。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改正又は廃止は、社員総会の決議によるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 6 年(2024 年) 3 月 17 日より施行する。